

平成21年12月28日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

社団法人 信託協会

資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

No.	該当条文	意見等
1	・資金決済に関する法律第15条、16条	法第16条の承認を受けた発行保証金信託契約において、追加信託を行う場合には、追加信託の都度承認を得る必要はないと理解してよいか。
2	・前払式支払手段に関する内閣府令(案)第35条第5号八 ・資金移動業者に関する内閣府令(案)第19条第1項第5号八	発行保証金信託契約または履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の運用方法として、「コール資金の貸付け」が認められているが、その放出先が「銀行等」に限定されている。 一般的にコール資金の取り手には短資会社や証券金融会社が含まれており、また、実務的に余資については、他の信託の信託財産と合同で運用されることから、発行保証金信託および履行保証金信託の信託財産のみ「銀行等」に限ってコール運用を行うことは困難である。 よって、顧客分別金信託・顧客区分管理信託と同様に「銀行等に対するもの」に限定した取扱いを見直して頂きたい。
3	・前払式支払手段に関する内閣府令(案)第35条第13号 ・資金移動業者に関する内閣府令(案)第19条第1項第15号	発行保証金信託および履行保証金信託の内容として、信託報酬・受益者代理人報酬等の一切の費用は信託財産の元本から収受できない旨規定されているが、収益部分からの収受は可能と考えても良いか。 また、一般の信託において信託財産から引き落とされる費用、例えば売買手数料やコール媒介手数料、また外国資産への投資を行う際のカストディアンフィー等のように証券会社に支払われるもの等、受託者または受益者代理人が収受する報酬等ではないものは信託財産の元本から収受できないこととされる費用に当たらないとの理解で良いか。
4	・資金移動業者に関する内閣府令(案)第19条第9号	「要履行保証額が大幅かつ急激に減少した場合」とあるが、減少幅もしくは減少率の目処はどのくらいになるか。 また、金融庁長官への届出の方法は書面等の提出となるのか。
5	・その他	発行保証金信託・履行保証金信託については、資産保全を目的とする顧客分別金信託や加入者保護信託等と同様に、金融商品取引法第二章の規定(開示規制)の適用対象外であることを法令等により明確にして頂きたい。

以上